

「第 63 回近畿公衆衛生学会」演題募集要項

「第 63 回近畿公衆衛生学会」の開催にあたり、下記のとおり演題を募集します。

1. 学会開催日

令和 6 年 8 月 23 日（金）

2. 学会開催場所

医療研修施設ニプロ iMEP
(滋賀県草津市野路町 3023 番地)

3. 演題募集期間

令和 6 年 1 月 18 日（木）～ 2 月 9 日（金） 必着

4. 演題申込書提出方法

下記のいずれかの方法によりお申し込みください。

①オンライン申請

下記 URL 上の申請フォーマットにご入力の上、送信ください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure/0574178013092596657>

※申請フォーマットに記載いただく電子メール宛に受領通知を送信します。演題申込送付後 1 日以上たっても受領通知が届かない場合は下記までお問い合わせください。

②電子メールの送付

別紙「演題申込書」にご入力の上、下記演題申込先までメールでご送付ください。

申込書様式については、下記県 HP にも掲載しています。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/iryo/335812.html>

※演題申込書に記載いただく電子メール宛に受領通知を送信します。演題申込送付後 1 週間以上たっても受領通知が届かない場合は下記までお問い合わせください。

5. 演題申込書記載内容

連絡先（今後の原稿や発表データ等のやりとりの窓口となつていただく方）の情報、演題名・ご発表者氏名等の質問項目に沿ってご入力ください。

（1）発表形式

口演または示説発表からご選択ください。口演多数の場合、示説発表に形式変更をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（2）演題区分

演題区分は、おおむね次のとおり予定しております。

受付された演題は、事務局において検討し、分科会の区分等を決定させていただきますので、あらかじめご了承ください。

- 1 健康増進 2 栄養 3 母子保健 4 成人保健
- 5 老人保健 6 歯科保健 7 精神保健 8 難病
- 9 感染症 10 結核 11 学校保健 12 産業保健
- 13 薬事 14 食品衛生 15 環境衛生 16 たばこ対策
- 17 健康危機管理 18 在宅医療 19 その他 ()

(3) 利益相反 (COI) の申告

令和4年4月1日より施行された「近畿公衆衛生学会における COI(利益相反)に関する指針 (別添参照)」により、本学会において研究内容を発表する場合、自らの COI 状態を自己申告によって適切に開示し、本指針を遵守することが求められています。

開示対象期間は、抄録 (演題原稿) 提出時より過去5年間となっていますので、原稿提出依頼時に発表者 (共同発表者含む) の利益相反関係についてご申告いただきますのでご留意願います。

(4) 口演要旨集の希望有無

平成22年開催より、演題申込金を徴収しないこととなり、併せて、演題申込者への要旨集の無償配布も取りやめております。

ご入用の方は、1部1,000円 (予価) で頒布しますので、「演題申込書」内の「口演要旨集の必要有無」に「有」とご選択ください。

振込先は学会事務局より後日、連絡いたします。

6. 今後のスケジュールについて (演題登録連絡先宛に別途ご案内)

(1) 原稿の作成、提出について

原稿提出期限は、令和6年4月23日を予定しています。

作成方法は、別添「原稿作成見本」を参考にA4版1枚で作成願います。

<補足>

○8ポイント以上の MS 明朝、MS ゴシック等のフォントを使用し、機種依存のフォント、文字は避ける。

○演題名、演者名、共同研究者名は、演題申込時のものをそのまま記載。

○演者名の前に「○」印をつけて表示。

○氏名の後に所属名を () 書きで記載。

○Word等の編集可能なファイルでメールにて提出 (レイアウト調整等のため)。

○口演申込が多数の場合、示説発表に形式変更をお願いする場合があります。

(2) 発表データ (パワーポイント) の作成、提出について

パワーポイントデータ提出期限は、令和6年7月31日を予定しています。

【演題に関する問合せ・申込先】

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県健康医療福祉部医療政策課

第63回近畿公衆衛生学会運営委員事務局 (担当: 金子・玉井・山本)

電話: 077-528-3610 FAX: 077-528-4859

メール: ef00@pref.shiga.lg.jp

近畿公衆衛生学会における COI（利益相反）に関する指針

近畿公衆衛生学会（以下、本学会）は、日本医学会が提示した「日本医学会 COI 管理ガイドライン」に基づき、本学会における Conflict of Interest(COI: 利益相反と和訳されている) 状態を公正にマネジメントするために、「公衆衛生学研究の COI (利益相反) に関する指針」を次のとおり定める。

1. 目的

本学会は、その活動において社会的責任と高度な倫理性が要求されていることに鑑み、公衆衛生学研究の COI（利益相反）に関する指針」（以下、本指針と略す）を策定する。本指針の目的は、本学会の活動における COI 状態を適切にマネジメントすることにより、研究成果の発表やそれらの普及・啓発などの活動を中立性と公明性を維持した状態で適正に推進させ、公衆衛生学の進歩に貢献することにより社会的責務を果たすことにある。したがって、本指針では本学会において研究内容を発表する場合、自らの COI 状態を自己申告によって適切に開示し、本指針を遵守することを求める。

2. 対象者

COI 状態が生じる可能性がある本学会における演題の発表者全員に対し、本指針が適用される。

3. 対象となる活動

本学会が行う以下の事業活動に対して、本指針を適用する。

- (1) 本学会が主催する学術総会での発表
- (2) 本学会が発行する学会機関誌での発表

4. 申告すべき事項

対象者は、自身が本学会で発表する公衆衛生学研究に関連して、以下の(1)～(9)の事項で、細目に定める基準を超える場合には、その正確な状況を発表時に申告するものとする。

- (1) 自らが兼任する企業・法人組織、営利を目的とする団体の役員、顧問職への就任
- (2) 企業の株の保有
- (3) 企業・法人組織、営利を目的とする団体からの特許権などの使用料
- (4) 企業・法人組織、営利を目的とする団体から会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時

間・労力に対して支払われた日当（講演料など）

- (5) 企業・法人組織、営利を目的とする団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
- (6) 企業・法人組織、営利を目的とする団体が提供する研究費（受託研究、共同研究、寄附金など）
- (7) 企業・法人組織、営利を目的とする団体が提供する寄附金
- (8) 企業・法人組織、営利を目的とする団体がスポンサーとなる寄附講座
- (9) その他、上記以外の旅費（学会参加など）や贈答品などの受領
- (10) 過去5年以内において研究に関連する企業や営利を目的とする団体に所属した経歴

5. COI 状態との関係で回避すべき事項

公衆衛生学研究の結果の公表など、純粋に科学的な根拠と判断、あるいは公共の利益に基づいて行われるべきである。公衆衛生学研究の結果とその解釈といった公表内容や、公衆衛生学研究での科学的な根拠に基づくマニュアル、提言などの作成について、その公衆衛生学研究の資金提供者・企業の恣意的な意図に影響されてはならず、また影響を避けられないような契約を資金提供者などと締結してはならない。

6. 実施方法

発表者は公衆衛生学研究の成果を本学会で発表する場合、当該研究実施に関わる COI 状態を発表時に、細目に定める所定の書式で適切に開示するものとする。発表のなかで、本指針に反するとの指摘がなされた場合には、発表者の所属において適切に対応するものとする。

7. 指針の改正

本指針は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正、整備ならびに研究をめぐる条件に適合させるため、定期的に見直しを行い、運営委員会の承認を経て、改正することができる。

8. 施行日

本指針は令和4年4月1日より施行する。

近畿公衆衛生学会における COI（利益相反）に関する細目

1. 開示する対象者

演題発表時は発表者全員の利益相反の開示が必要です。

開示の対象期間は抄録提出時より過去5年間です。

2. 開示する基準

以下の項目に該当する場合とします。

- (1) 自らが兼任する公衆衛生学研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下、企業・組織や団体という）の役員、顧問職については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上の場合。
- (2) 株式の保有については、1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合。
- (3) 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1つの権利使用料が年間100万円以上の場合。
- (4) 企業・組織や団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、1つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上の場合。
- (5) 企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計50万円以上の場合。
- (6) 企業・組織や団体が提供する研究費については1つの企業・団体から支払われた総額が年間100万円以上の場合。
- (7) 企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄附金については、1つの企業・組織や団体から、個人または所属に支払われた総額が年間100万円以上の場合。
- (8) 企業・組織や団体が提供する寄附講座に所属している場合。
- (9) その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円以上の場合。
- (10) 過去5年以内において研究に関連する企業や営利を目的とする団体に所属した場合。

ただし、(6)、(7)については、研究成果の発表に関連して開示すべき COI 関係にある企業や団体などからの研究経費、奨学寄附金などの提供があった場合には、それらの金額に加えて申告すること。

3. 利益相反状態開示の方法

利益相反の有無について、演題のスライド二枚目にその旨を開示してください。

●参考

- ・開示すべき利益相反がない場合の表示例

第 63 回近畿公衆衛生学会 COI 開示

演題名：

筆頭演者名：

私が発表する今回の演題について開示すべき COI はありません

- ・開示すべき利益相反がある場合の表示例

第 63 回近畿公衆衛生学会 COI 開示

演題名：

筆頭演者名：

私が発表する今回の演題について開示すべき COI は以下のとおりです。

(1) ●●●●株式会社

(6) ■■■■研究センター